

申告・記帳・決算
新規開業・法人設立
労働保険・一人親方
税金相談・法律相談
《相談は大宮民商へ》

大宮民商 News

大宮民主商工会 〒330-0856 さいたま市大宮区三橋 3-262
TEL:048-623-6731 FAX:048-622-7162 営業時間:9～17時
休み:土日祝 WEB <http://www.ohmiyaminsyo.jp/index.html>
ホームページ



2021年
(令和3年)
7月19日
第1115号



twitter

7月11日(日) 第55回 大宮民商 定期総会

代議員数減らし小規模開催

大宮民商本部の定期総会が7月11日にさいたま市西区の西部文化センターで行なわれました。

新型コロナウイルス感染症の流行が未だ収まらない状況下。昨年度の総会と同様に代議員数を減らし換気と手指の消毒を徹底し、密を回避し短時間で終了する総会運営となりました。

総会では、活動方針の提案、前期決算報告、会計監査報告、予算案、新本部理事の提案等が行なわれ、全て承認されました。

参加者に近況や想いを語ってもらう場面では、役員から「さいたま市の滞納取り立てが厳しくなっている。滞納問題は絶対に放置してはダメ。必ず通知に目を通して、期日までに返事をしなければいけない。納税の猶予や換価の猶予などの制度がある」といった話が出ました。また今年10月から登録が始まるインボイス制度については「年間売上1千万円以下の小規模事業者と、それらを下請けに持つ課税事業者どちらにも、大きな影響が出る。インボイス制度導入の中止を求めて声を上げていきましょう」と訴えました。



代議員証をかかげる代議員のみなさん



滞納問題・インボイス問題について語る工藤副会長

東京4度目の緊急事態宣言、埼玉まん延防止延長、それでもオリンピックは開催

高齢者へのコロナワクチン接種がようやく浸透してきましたが、全体で見ると感染者数が再び上昇傾向にあり、東京都に4度目の緊急事態宣言が発表されました。期間は7月12日から8月22日まで。3回目の宣言が終了した5月31日からわずか41日しか持ちませんでした。

《予定表》

- 7/19(月) 埼婦協オンライン業者婦人のつどい
『本田宏先生の講演 (zoom)』 13:30～
- 7/20(火) 婦人部会 13:00～
- 7/26(月) 共済会 総会 19:00～ (大宮民商2階)



さいたま新都心・さいスタ周辺は交通規制

埼玉県でもまん延防止が延長され、飲食店の営業時間や酒提供時間の制限が続きますが、聖火リレーの式典は周辺道路を規制して開催されました。交通規制は大会期間中続き、すでに大きな交通渋滞が発生しています。



埼婦協主催 **リモート講演会** 医師 **本田宏** 先生による

『新型コロナを乗り越えるため、知っておきたい心と身体の関係』

本田 宏：前埼玉県済生会栗橋病院院長補佐。外科医。NPO 法人医療制度研究会副理事長。弘前大学医学部講師、日本医学会連合労働環境検討委員会委員。著書多数。

日時：7月19日(月) 13:30～15:30 会場：大宮民商2階 (ZOOMで視聴します)

参加費は無料です。参加希望者は大宮民商へお申し込みください。



☆班集金・個別集金ともに15日集金へのご協力をお願いします。☆相談・来所時は事前に電話予約してください。

〈世相〉真夏の作業現場で活躍する空調服。開発したのは従業員20名ほどの株空調服。「空調服」は株空調服の登録商標になっている。

好評発売中！

民商青年部オリジナル

プロも使用している **長ひやむぎ**

○ 1箱 (50束) …… 3,400円 (税込)

○ 10束パック …… 750円 (税込)



島原手延べそうめん

1kg(20束)入り 1,200円

2kg(40束)入り 2,100円

ゴマそうめん(金ごま・黒ごま)

1kg(18束)入り 1,300円

(全て税込)



埼玉県感染防止対策協力金

第10期 (5/12～5/31) 申請期限は7月26日まで

第11期 (6/1～6/20) 申請期限は8月16日まで

第12期 (6/21～7/11) 申請期限は9月6日まで

第13期 (7/12～8/22) 8月23日から申請開始

必要書類 (詳細は埼玉県 HP で確認してください)

- 申請書 (県 HP からダウンロード)
- 本人確認書類のコピー (免許証など)
- 通帳のコピー (振込先口座の)
- 店舗の外観全体・店名が分かる写真
- 営業に必要な許認可証のコピー
- 営業時間短縮・酒類提供時間が分かる書類の写真
- 『彩の国「新しい生活様式」安心宣言』を店頭に掲示している写真
- 「埼玉県 LINE コロナお知らせシステム」の QR コードを店頭に掲示している写真
- 安心宣言飲食店+の認証シールを掲示している写真
- 売上証明 (申告書・売上台帳等) ※最低額申請の場合は不要



中小法人 最大 20万円
個人事業主 最大 10万円

月次支援金

自分が該当するか確認しよう！

給付対象

●緊急事態措置又はまん延防止等重点措置の影響を受けて月間売り上げが2019年または2020年の同じ月と比べて50%以上減少していること。※全ての業種が対象となるが、飲食店向けの協力金を申請した事業者は対象外。

給付額 2019年又は2020年の基準月の売上ー2021年の対象月の売上

申請方法/期間 4・5月分は8/15まで、6月分は8/31まで、7月分は9/30まで

- ① 月次支援金 WEB サイトで仮登録して申請 ID を発番する。
- ② ※登録確認機関による事前確認 (事業の実態確認) を受ける。
- ③ 月次支援金 WEB サイトで、もしくは予約してサポート会場で申請する。
埼玉県サポート会場: コモディイイダ川口東口店 2F 予約 ☎ 0120-211-240

※一時支援金を申請した事業者は、事前確認を省略できます。

※登録確認機関は、顧問税理士・融資を受けたことがある金融機関・商工会議所などです。
登録確認機関が見つからない場合には、相談窓口 0120-211-240 へ相談してください。

登録確認機関で事前確認してもらう際に必要なもの

- 本人確認書類 (法人は履歴事項全部証明書)
- 2019年分&2020年分の確定申告書 (法人は2019年1月から3月まで及び2020年1月から3月までその期間内に含む全ての事業年度の方)
- 2019年1月から2021年対象月までの各月の帳簿書類 (売上台帳、請求書、領収書など)
- 2019年1月以降の事業の取引を記録している通帳
- 宣誓・同意書 (月次支援金 HP で入手)

QRコード



詳細はホームページを参照 https://www.meti.go.jp/covid-19/getsuji_shien/index.html